

「子どもの権利」思想史における田村直臣

Naomi Tamura in the History of Ideas on Child Rights

小見のぞみ*

要約

「子どもの権利」は、言葉として認知され、概念として了解されているにもかかわらず、現状において蹂躪され続けている。また、日本には歴史的に特有の子ども理解と権利概念に対する拒否感が存在し、その擁護を阻んできたと思われる。その様な中で、1911年（明治44年）に日本で初めて「子どもの権利」をタイトルとした書物が、田村直臣によって著される。

本稿ではまず、「子どもの権利」という思想がいつ誕生し、どのように展開してきたのかについて、田村の著作が登場する20世紀初頭までの世界の「子どもの権利」思想の流れを概観する。続いて日本においてどのような経緯と歴史的潮流の中で、田村がこの論考を発表するに至ったかを考察する。それらの論考から、日本の「子どもの権利」を考える上での田村直臣の意義を明らかにし、今日の「子どもの権利」擁護やキリスト教教育・保育への展開に資する理念について論証する。

キーワード：人権思想史、イエスの子ども理解、儒教的家族制度

はじめに 「子どもの権利」擁護の難しさ

現代社会においてはだれもが、「一人一人の子どもには権利があること」、そして「子どもの基本的人権は、大人や社会によって守られるべきであること」を自明のこととしている。にもかかわらず、「子どもの権利」というものは、今日も、今この瞬間も、世界中の多くの子どもたちにとって「守られていない権利」となっている。紛争や貧困、飢餓の地で、家庭で、学校で、「子どもの権利」は侵害され、軽んじられ、ないものとされている。そしてその現状を大多数の大人は、知りつつ、それを如何ともできずにいるのである。

なぜ「子どもの権利」は、言葉としてこれほど認知、浸透しているにもかかわらず、子どもたちの受難は歴史的にも、現状においても繰り返されているのだろうか。様々な権利の中で「子どもの」権利は、改善する事や擁護することが難しい部類の「権利」なのだとすれば、その困難はどのような事柄に起因するのだろうか。

そもそも、「権利」という用語は、本稿で取り上

げる田村直臣自身も、著作の「子供の権利」と題された章で「耳触りのする言葉」で、「法廷での争い」や「女権」などがイメージされ、聞いただけで眉をひそめられたり、嫌がられたりする響きを持っていると語っている¹⁾。権は権力の権、利は私利私欲の利であり、文字と響きそのものが、すでに煙たがられる。

人権や権利と言うだけでそうである上に、「子どもの」権利と言う場合には更なる特殊性が付加される。すべての大人は、子どもであった経験を持つ故に、身に覚えがあるのだが、子どもというのは、大人（親、または親に代わるもの）との関係性の中でしか生きられない存在である。上笙一郎は、子どもの権利の思想史を書き表すに当たって、自らの子ども体験からこのように述べている。「〈子ども〉の意思の実現は、〈おとな〉に依るしかないのだけれど、そのおとなは、子どもの心を本当には分かってくれない。子どもはおとなに生殺与奪の権を握られており、したがって、〈おとな〉は子どもの〈支配者〉であり〈子ども〉はおとなの〈被支配者〉にほかならない」、そこで、「子どもにとっておとなとは、最

* Nozomi KOMI 聖和短期大学 教授

1) 田村直臣『子どもの権利』警醒社、1911（明治44）年、p.5。

親最大の〈愛護者〉であるとともに、反面、最大最強の〈支配者〉でもある²⁾。

つまり子どもは、女性や「しょうがい」者、労働者などと同じ、階級や身分、性別、国籍などによる差別や蔑視の問題を抱えつつ、もう一つ別な側面を持たされていると言える。子どもは、親一子、大人一子供、という絶対的支配被支配の関係の中で、その時代（子ども期）には全く逃げ場のない「子ども差別」にさらされ、それを訴える術をもたないという、一種独特な人権的テーマをも持たされているのである。

加えて、「権利」や「人権」は、その言葉や思想が西欧諸国から輸入され始めた当初から、特に日本にはなじまない思想、根付かない思想とされていたと思われる。河上肇は、1911年（明治44年）に「日本独特の国家主義」という評論の中で、「日本人には天賦人権の思想なくして、天賦国権の思想あり」と述べている³⁾。この論考には、日本においては、「天」が個人に権利を与えるという考えはなく、「国」にこそ「天」より与えられた権利があるとするのが、当時の自然な理解であったことが表されている。個人主義の発達した西欧の意識として、人権という思想が存在したとしても、日本にはそもそも無い、理解されない、これからも存在し得ない思想だとする土壌が、その思想の伝来当初から、強く日本にあったと考えられるのである。

このような中で、先の河上の論考が発表された同じ年、1911年（明治44年）9月に、一人のキリスト者、牧師、教育者であった田村直臣は、日本で初めて『子供の権利』という言葉を書名とした一冊の小さな本⁴⁾を刊行する。以下、どのような経緯と思想的な流れから、田村はこの論考を発表することになったのか、日本の「子どもの権利」思想におけるこの著作の意義と位置づけはどのようなものかについて考察していく。

I. 20世紀初頭にいたる世界の「子どもの権利」思想の流れ

日本において「子どもの権利」と言う言葉は、田

村がそれを書名に初めて使った時から数えると100年、それほど古い歴史を持つものではない。そもそも「子どもの権利」思想は、人間の権利や人権という精神と繋がって表出してきた概念であり、その人権思想自体が、日本やアジア諸国にはなく、ヨーロッパ社会において生じたものだったのである。

そこで、田村の『子ども権利』が著される背景となった20世紀初頭までの世界の「子どもの権利」思想の流れを、全二十巻に及ぶ「日本〈こどもの権利〉叢書」の編者である上笙一郎の、極めて包括的で優れた子どもの権利思想史の論考を中心に概観していく。

上は、まず、日本を含むアジア社会の最大の宗教であった仏教が、長い間「女人往生」や「子供往生」を認めなかったことに比べて、「ヨーロッパ社会に浸透したキリスト教は、『幼児のごとくならずば、天国に入るを得じ』（『マタイ伝』）」と「この世においては差別と蔑視の対象のほかでない〈女性〉と〈子ども〉が、〈神〉の前では対等のものと見做されている」ことに注目する⁵⁾。つまり、人権やそこから表れる「子どもの権利」思想の源流には、キリスト教、特にイエスの子ども理解があり、そのキリスト教の浸透した西欧社会の思想史が、アジアならびにその他の地域のそれに先行して認められるというのである。

しかし、その、イエスによって紀元後直ぐにもたらされた「子供尊重」や「子供の権利」の考えは、「〈力の時代〉であった中世期にはほとんど圧殺され」、ルネサンス期になって興ったヒューマニズムの思潮によって、「息を吹き返した」とされる⁶⁾。「子どもの権利」は、イエスによる発端から実に1500年もの時代を経て、ようやく教育思想史に再登場することとなるのである。

それはまず、16世紀の人間中心主義思想や17世紀の「近代教育の父」コメニウス、ならびに子どもが独立するまで「養育（教育）される権利」を述べたジョン・ロックなど教育との関係における議論を前史として、18世紀に、ジャン・ジャック・ルソーの『エミール（または教育論）』『社会契約論』（共に

2) 上笙一郎『〈子どもの権利〉思想のあゆみ』日本〈子どもの権利〉叢書別巻、久山社、1995年、pp.10-11。

3) 河上肇「日本独特の国家主義」『中央公論』1911年（明44）3月号。

4) 手元の初版本は11センチ×15センチの文庫本程のサイズで、濃紺の表紙には、ジョシユア・レイノルド画「無邪気の時代」の少女の挿絵がある。まさに、小さく愛らしい本である。

5) 上、前掲書、pp.18-19。

6) 上、同書、pp.18-19。

1762年)によって、「子どもの主権」として初めてフランスにおいて表現された。子どもが「人間として」、「自由なものとして」生まれ、その自由は子ども自身のものであるとするルソーの主張⁷⁾は、親ならびに大人、社会が子どもの権利を侵害し、子どもに対して越権行為を行っていることを的確に表明している点で画期的であり、子ども観の大きな転換点となるものであった。

こうして「子どもの発見者」と呼ばれることになるルソーの思想は、ヨーロッパ社会において具体的な施策や活動へと繋がっていく。まず、その後の子ども理解と宗教教育に大きな影響を与えていくことになる日曜学校運動が、1780年キリスト教信徒の実業家ロバート・レイクスによって、英国グロスター市において開始される。イエスに端を発した「子どもの権利」の再表明が、キリスト教教育・保育の実践活動と直ぐに結びついて展開されていることは、人権思想史の側からの先行研究に触れられていない部分であるが、非常に興味深い。

また、フランスでは1792年、コンドルセの『革命議会における教育計画』によって、あらゆる「市民」に平等な教育を受けさせることが主張され、教育の国家責任論が出てくる。この教育を受ける権利は、19世紀に入り、ロバート・オーエンによって「市民」から「労働者階級の子ども」へも拡張されることとなる。さらに、年齢的に幼稚な存在ということで、放置されていた幼児にも適切な教育が与えられるべきだとするフリードリッヒ・フレーベル(『人の教育』1826年)が現れ、「子どもの権利」は乳幼児を含む子どもたちの幼児教育、保育の概念と結びついていくことになる。

この後、産業革命と資本主義の台頭著しいヨーロッパ社会は、新たな資本主義階級と労働者階級の貧富の格差を体験し、子どもを取り巻く搾取や虐待が表面化する。桜井智恵子は、このような19世紀の「子どもの権利」の特徴を、それまでの教育思想と、

子どもの福祉を守ろうとする社会福祉思想の合流と捉え、19世紀後半には、児童労働保護法、児童虐待禁止法、公教育法など子どもの権利の法制化が進められ、「国家が子どもを取り巻く社会的諸関係に介入するようになった」としている⁸⁾。

一方、このような階級社会における資本主義家の繁栄は、労働者階級の人間水準以下の劣悪な生活と貧困の上に成り立っていると考えたカール・マルクス、フリードリッヒ・エンゲルスは、1848年『共産党宣言』を発表する。これは、労働者階級の資本主義階級からの解放を宣言したものであるが、同時に人権宣言、人間宣言としての性格を持ち、労働者階級の最下層に属する大多数の子どもの立場からみれば、「すべての児童の公共的無償教育」や「児童の工場労働の撤廃」を明らかに成文化した児童の権利宣言の意味合いを持ったものでもあったといえる⁹⁾。

20世紀初頭までの「子どもの権利」思想史の中で、もう一つ忘れてならないのは、1900年にスウェーデンの女性思想家で教育者であるエレン・ケイによって著された『児童の世紀』¹⁰⁾である。この著作は、来たる20世紀を、児童にかかわる問題がすべて解決された世紀にしなければならないという訴えであった。ケイは著作の中で、人類全体と個人の幸福のために、「子孫及びその発生その処置その教育に関する事柄が社会の中心事業となり、すべての道徳すべての法律すべての社会施設がそれ等の事柄の周囲に集り来たる」(原田実訳)ような形で社会改善がなされる必要を説いている。

この著作は長編で急進的内容であったためか、発刊当時本国ではあまり読まれなかったとされるが、海外において反響を呼び11ヶ国語に翻訳されていく。歴史的に長く虐げられてきた女性と子どもの尊重と人間的復権を掲げて、「子どもはよく産んでもらうこと」、「育てられる権利」があると宣言し、家庭教育の重要性、体罰禁止、教育上の差別撤回、教

7) ルソーは1762年の『社会契約論』第一篇第四章において「子供たちは、人間として、また自由なものとして、生まれる。彼らの自由は、彼らのものであって、彼ら以外の何びともそれを勝手に処分する権利はもたない。」(桑原武夫訳)と述べている。

8) 桜井智恵子「第1章子どもの人権とは」、社団法人子ども情報研究センター堀正嗣編著『子ども・権利・これから』明石書店、2001年、p.18。

9) 『共産党宣言』の精神は、この後20世紀を迎えてロシア革命へとつながり、「ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国憲法」(1918年)へ引き継がれて、一つの典型に達することとなる。上、前掲書、pp.21-22参照。

10) エレン・ケイのこの著作は、種々に訳出され、日本で初めて紹介されたのは、原著の抄録と解説を付した大村二太郎著『二十世紀は児童の世界』(精華書院、1906年)で、全訳出版としては、原田実訳『児童の世紀』(大同館書店、1916年)がある。

育の機会均等について触れている。その論述は、子どもの社会的待遇の具体的問題におよび、たとえば学校教育については、19世紀前半までに成立した近代学校教育制度の大人中心主義を批判し、本来学校はそこに集う（子ども）個人を発展させ、幸福にさせること以外の義務を有しないものでありながら、それをなしていないと厳しく批判している。こうしてケイの著作は、その後の世界の「子どもの権利」と児童中心主義、児童の擁護と福祉を牽引する理念や表現となっていくのである。

日本では、発刊からしばらくの時を経て、1915年に山田わか訳で女性文芸誌『青鞥』に訳出され、1916年に原田実訳が出版され、大正自由教育、新教育運動を支える理念となる。一般には平塚らいてうが、エレン・ケイの影響を最も強く受けるとされている¹¹⁾。しかし田村は度々『子供の権利』の中でケイに言及し、著作に展開される、当時の学校批判や社会施設、制度、法律、道徳などにまたがる子どもをめぐる社会改革の視点は、ケイの『児童の世紀』の理念と論調の影響を色濃く表している。

以上が田村の著作の前提となる20世紀初頭までの世界の「子どもの権利」思想の流れとなるが、この後の「子どもの権利」思想の歩みについて、それがいかに困難な道のりであったかを、1911年の著作の意義を明らかにするために付記しておく。

「20世紀を子どもの世紀に」というケイの訴えは、先述したように20世紀初頭の児童保護運動や児童中心主義教育、児童文化運動へと広がっていったが、時代はすぐに「20世紀は戦争の世紀」と省みられる状況へと進んでいく。「子どもの権利」思想は、特に二度の世界大戦の影響と関係の中で、その歩みを進め、あるいは停滞させることとなる。

世界の多くの国を巻き込み、ヨーロッパを広く戦場とした第一次世界大戦（1914～18）以降、「子どもの権利」をめぐる問題は、個人の思想を超えて、グローバルで同時代的認識をもつ社会運動として組織的に取り組まれていくことになる。戦争が生み出した子どもたちの惨状から、1922年、イギリスで「世界児童憲章」が作られ、人間の権利から子どもだけを取り出してその権利が主張された最初の憲章となる。そしてこれが、1924年スイス、ジュネーヴでの国際連盟第5回総会における「子どもの権利に

関するジュネーヴ宣言」へと引き継がれていくのである。この「ジュネーヴ宣言」は、以後の子どもの権利に関する宣言の原型となり、世界各国へ伝えられたが、日本では4年後の1927年になって、仏教系の社会事業指導者菊池俊諦きくち しゅんたいにより翻訳紹介されたものの、反響は皆無に近かったと言われている。

1930年には、第3回ホワイトハウス会議が「アメリカ児童憲章」を決議するが、それ以降児童に関わる宣言等はなくなり、1930年代前半期に、日独伊三国が国際連盟を脱退、第二次大戦に突入し、少年・少女も兵士とする時代の中で、「子どもの権利」を思うことすら許されなくなる。

1945年、日本の無条件降伏により、第二次世界大戦は終結。1945年10月に成立した国際連合は、1948年12月に人間全体にかかわる「世界人権宣言」を採択し、その後20年の協議を経て1966年に上記人権宣言の理念を具体化する「国際人権規約」採択にこぎつける。

この流れの中で、国連は1959年子どもに焦点をおく「子どもの権利宣言」を採択し、この運動を具体化するため、1979年を国際児童年と定める。しかし宣言は、言葉の宣揚（マニフェスト）であったため、国連は10年の審議を経て1989年11月の第44回総会で「子どもの権利に関する条約」を採択し、個々の国家に批准を要請、批准した国は条約内容の実行が義務付けられることとなった。これをもって「子どもの権利」はついに、法律的な実効力、拘束力を持つ国際条約となったのである。

上が「キリストより数えれば、一九八九年、ルソーより指を折るなら二百あまり三十年、エレン・ケイからなら八十九年、長い長い道程であったと言わなくてはならない！」¹²⁾と嘆息するほど、「子どもの権利条約」にいたる「子どもの権利」擁護は、その思想と精神の発生から遠く、簡単に到達できないものだった。それは、田村からは78年（日本の批准1994年までを考えれば実に83年）の道のりであったことを振り返る時、1911年の『子供の権利』の日本における出版の奇跡的な先見性に驚かされるのである。

11) 上、前掲書、p.24。

12) 上、前掲書、p.28。

Ⅱ 日本における「子どもの権利」思想と田村

Iにおいてみてきたように「子どもの権利」思想の発芽と展開は、キリスト教と西欧社会にあるとして、それと向き合うようになる日本では、子ども理解とその権利はどのような歩みを進めてきたのだろうか。さらに、上の記述する日本の「子どもの権利」思想の歩みを主な資料として要約、概観する。

日本の古代社会の子ども理解を表すものとして、「子ども」が「宝」と見られる思想があったことが認められている¹³⁾。しかし、この「タカラ」は、タ(田)とカラ(同胞)から成る「田族」であり、「田を耕作する者」という意味であったとされる。つまり、「収税者としての貴族階級からすれば、農民は経済的財貨をもたらしてくれる〈宝〉であり、その農民の子どもは、〈未来耕作力〉として正しく〈子宝〉のほかでなかったのである」¹⁴⁾。その子宝、田を耕作する農民の子どもの現実、着物はぼろぼろで、住む家には蜘蛛の巣がはり、食事のままならない貧窮生活で、社会的待遇は「宝」とは言い難い状況だった¹⁵⁾。

日本は続いて封建社会へと向かうが、信長入京(1568年)に始まる武士階級支配の時代は、家制度の時代であった。この社会においては、「第一義的に重要なのは〈家門〉で、家門の存続の限りでしか、人間の個人格も価値も自由も認められなかった」¹⁶⁾のである。家の跡取りである子どもを産まなかった妻は当然離縁され、子どももお家存続に必要な「一姫二太郎」以外は間引きされることが多く、それもしお家に何ごとかが起これば、子どもは孝行の道として、身売りされる存在だったのである¹⁷⁾。

明治維新によって近代がやってくるまでの、この300年もの封建時代は、個人よりも家が優先される価値観を日本に植え付け、儒教的な道徳意識によっ

て強固にした。それは、以後の日本の近代化において、また現代に至るまでの個人格や人権意識、家族観の形成などに大きな影響を与えていると思われる。

こうした長い封建の終わり、近代日本に、ようやく子どもの人格を認め権利を擁護する大人が現れ始める。これら自由民権運動の先鋒となったのが、福沢諭吉である。諭吉は1885年に「日本婦人論」、1897年には『女大学評論』を著し、儒教的な女性観からの女性の解放を主張する。諭吉には子どもに特化した著述はないが、抑圧差別されていた女性の解放は、子どもの解放に繋がるものとして、ブルジョワ民主主義による男女同権、子供尊重論の発芽とすることが出来るだろう。

この時代の自由民権運動の活動家で、「子どもの権利」思想に最も影響を与えたのは、植木枝盛¹⁸⁾の1886年の「親子論」である。この論考において枝盛は、親の権利ばかりが大きく、子どもの権利が極めて小さく軽くされている日本社会の弊習を、打ち破るべきものとする。子どもを、自分を養ってくれるからという理由で親自身のための付属物として縛りつけることや、親にとっての宝、親が重宝することを強く批判して、「父母其子を頼むの弊習を廃棄せよ。親子同居の旧慣を削り、第一夫婦、第二夫婦家屋を別にするの趣向を取れよ」と勧めている。枝盛の「子ども解放論」は、家の権威を象徴する親の支配から、子どもたちを自由にすることがなければ、子どもの権利は守れないという主張であり、当時の子どもたちが置かれていた立場、家族環境や日本社会の状況を物語るものとなっている。

しかしこのような子ども解放論を説いた自由民権運動に対して、王政復古を掲げ、絶対主義的な政権を目指す者たちからの反動が直ぐに起こってくる。政府から依頼されていた仏法学者ギユスターヴ・ボアソナードの民法草案¹⁹⁾は、当の明治政府によって

13) 奈良時代(710~784年)の山上憶良の歌に「白銀も黄金も玉も何せむにまされる宝子に及かめやも」(『万葉集』巻第五)がある。

14) 上、前掲書、p. 29。

15) 山上憶良「貧窮問答の歌」(巻五)には、農民の家では「飯炊ぐことも」難しい状況が歌われている。

16) 上、前掲書、p. 29。

17) 上は、このような封建時代にも子どもの生命と人格を擁護しようとした思想家として、1710年に子どもの発達や性格に注目して『和俗童子訓』を著した貝原益軒と、1755年に『自然真営道』を著し直耕を勧めた安藤昌益を挙げている。

18) 植木枝盛は、ルソーの『社会契約論』を『民約訳解』として1882年に訳出し「東洋のルソー」と呼ばれた中江兆民と同郷の土佐出身で、兆民の影響を強く受け、「兄弟論」(1886年)、「育幼論」「養子論」(1887年)なども著している。

19) ボアソナードの第一次草案には、以下のように明確な子どもの権理論が含まれていた。「親権ハ父母ノ利益ノ為メ之ヲ与フルモノニ非ズシテ、子ノ教育ノ為メ之ヲ与フルモノナリ。…一切ノ権利ハ子ニ属シ、父母ハ只義務ヲ有スルニ過ギズ。」

没稿とされ、弾圧は表面化していく。そして、1889年に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」を掲げた大日本帝国憲法が、翌1990年には「教育ニ関スル勅語」が天皇の名をもって発布されるに至る。

この教育勅語は、「天皇制的家族主義思想を国家是として、子どもに父母への『孝』と国家=天皇にたいする命を棄てての『義勇』とを要求したもので、「子どもを〈国家より独立した人格〉と見、〈生きる権利〉を持つ主体と認識する観方は、ここに、完全に圧殺されたのである！」²⁰⁾と評される、巨大な力として「子どもの権利」思想の萌芽を押しつぶしたといえる。

こうしてその後20年近く、「子どもの権利」思想の潮流は、大日本帝国憲法と教育勅語によって閉塞状況に追い込まれる。その「子どもの権利」思想が再燃するのは、1920年頃（大正中期）大正デモクラシーと呼ばれる時代とされ、自由主義教育、新教育運動、児童文化ルネサンスなどとなって息を吹き返したように急速に発展する。国家主義的で教授中心の教育に、児童の主体を尊重する児童中心の自由な学習が取り入れられ、『赤い鳥』などの芸術的な文化が花開くこととなるのである。

「子どもの権利」思想も、無論この大正自由主義期に当時の運動や流れを支える理念としてもはやされる。1916年にエレン・ケイの『児童の世紀』が原田実訳で出版されて、デューイ、モンテッソーリ、パーカストなどが読まれるようになり、1917年には、キリスト教社会主義者の安部磯雄が『子供本位の家庭』（実業之日本社発行）を著し、従来の日本の「夫本位の家庭」から（欧米の「妻本位の家庭」もよいが）、両親が何より「子供の幸福を図る、子供本位の家庭」となるべきとの家庭論を展開した。

1918年には西山哲治が、教育界から『教育問題子供の権利』を出版する。ここで西山は、「子供に

は三つの天與の権利がある」として「善良に産んで貰ふ権利」「善良に養育して貰ふ権利」「よく教育して貰ふ権利」を語り、その後の日本における子どもの権理論の論調を定めることとなる²¹⁾。その後、1919年には平塚らいてう『婦人と子供の権利』が、さらに社会事業の方面では、1923年に生江孝之『児童研究』叢書八の『児童と社会』が著され²²⁾、1924年6月には、賀川豊彦が東京深川での児童保護講話会において、「喰ふ、遊ぶ、寝る、叱られる、親に夫婦喧嘩を止めて乞ふ、禁酒を要求する」²³⁾の六つの権利を主張するなど、「子どもの権利」論があらゆる方面で取り上げられたのである。

しかし、この大正民主主義期の「子どもの権利」思想は、第二次世界大戦の引き金となる1929年の世界大恐慌までの、わずか十年余の短命なものとなり、その後はひっそりと影を潜めているしかない時代を過ごす。天皇制的家族主義が、他のどんな意見も容れなかった軍国主義の中では、「子どもの権利」の思想に触れることすらできず、この継承と具体化は戦後まで時を待たなくてはならなかったのである。教育勅語をさらに強化させた1937年『国体の本義』による教育がなされた戦時下と、戦後の主権在民をうたった新憲法下での流れ²⁴⁾については、ここでは詳述しないが、その後も、国家の児童政策と児童に対する意識の大転換や児童権利運動にもかかわらず、「政治的・経済的・実務的理由」と「日本国民の児童観—民衆の心理にひそむ子ども軽視=蔑視的な思想、感情」²⁵⁾などにより、子ども階層は幸せでない状況が続き、今日に至ると言ってよいだろう。

さて、ここで時代は少し戻るが、先述した1900年前後からの「教育勅語」跳梁期の「子どもの権利」思想の停滞が、第二次大戦前の大正民主主義思潮の開花を迎えるに至る中間期に、田村直臣の『子供の

20) 上、前掲書、p. 36。

21) 西山哲治『教育問題 子供の権利』、南光社、1918年、p. 14。

22) 生江孝之、『増訂 社会事業綱要』巖松堂書店、(初版1923年)、増訂版1927年において、児童には生まれながらにして親や社会に要求すべき三つの権利を持っているとして、「立派に生んで貰ふこと」「立派に擁護して貰ふこと」「立派に教育して貰ふこと」を挙げP. 270ここには明らかな西山の影響がみられる。

23) この講演は『賀川豊彦氏大講演集』大日本雄弁会、1926年、pp. 282-291に所収。その後賀川は、「生きる、喰ふ、眠る、遊ぶ、指導して貰ふ、教育を受ける、虐待されない、親を選ぶ、人格としての待遇を受ける」の九つの「子供の権利」を発表している。（『児童保護』第二巻第七号、1927年7月）

24) 1947年に制定された「日本国憲法」は、主権在民をうたい、基本的人権を「現在及び将来の国民に与へられる」とした画期的な憲法だった。この新憲法に基づいて「児童福祉法」(1947)「母子福祉法」(1964)「教育基本法」(1947)「学校教育法」(1947)などが制定され、1951年には「児童憲章」がつくられたが、「子どもの自己決定権」をまで保障した1989年の「子どもの権利条約」には、1994年になってようやく批准するなど、困難な道が続いている。

25) 上、前掲書、p. 47。

権利』は登場する。この中間期には、幸徳秋水の『平民新聞』に見られるような社会主義運動が興っているが、専ら労働者の権利主張がなされたため、「子どもの権利」の問題はほとんど取り上げられなかったのである。ところが、この時期に、「別途にユニークな展開を示した思想があって、それはキリスト教信仰に立つ子どもの人格の確認=子どもの権利の主張である。」²⁶⁾と上は理解する。

この、キリスト教信仰に立つ、あるいはイエスの子どもの観に立脚した「子どもの権利」の主張は、『女学雑誌』派の巖本善治と、身分や家の釣り合いではなく、恋愛によって結婚はなされるべきとするその妻若松賤子をさきがけとし、旧来の支配-被支配のある儒教的家族制度を否定して、キリスト教信仰に基盤をおいて専ら信愛によって成り立つ近代市民社会的な「ホーム」の必要を訴えたものだったとされる²⁷⁾。

そしてこのキリスト教信仰に立つ「子どもの権利」思想は、1892年に『日本の花嫁』を著して儒教的家族制度を批判し、旧来の枠組みから日本女性を解放、擁護した田村に受け継がれ、新しい家族観、子ども観の表れとして1911年、『子供の権利』に結実するのである。

田村直臣の『子供の権利』は、日本の「子どもの権利」思想史においてどう理解されてきたのだろうか。加登田恵子は、再版『児童の権利』の解題²⁸⁾において、田村の「日本の花嫁」から「子どもの権利」にいたる家族観について一定の評価を示し、『日本の花嫁』は、自ら士族出身であった田村が儒教的形式主義による生活を批判することによって「まず自己否定しなければならない旧来の枠組みを指摘する作業」を行っていたのではないかと述べている。しかし、『児童の権利』の内容は、基本的に家族内の親子の問題に終始し、「親以上に社会にへ向けて広げられたイメージがなかった」とし、いわば新しい親子関係を「育児方法論的」に説いたものであって、「単なる親の『子の見方』にすぎなくなる」と批判している。

また桜井は、「日本における子どもの権利思想の

展開」を述べる論²⁹⁾において、「日本近代の権利思想の展開にキリスト者の働きは大きな影響を及ぼした。」として、時系列にまず社会事業施設や感化院の働きを興した石井十次、留岡幸助を挙げ、その後に巖本善治と若松賤子を紹介。続いて田村の著作を1911年「子どもの権利論として刊行された最初の書籍」とし、「信仰を基盤に子どもの権利論を形成」したものと説く。そして次の段落では安部磯雄の『子供本位の家庭』(1917年)が紹介され、そこまでの記述をまとめて「この時代のキリスト教社会事業家は、子どもはすべて『神の子』にとらえ、…子どもには何より家庭的な愛情が必要という近代的家庭観を発展させることとなった。」と結んで「キリスト者の権利思想」の項目を終えている。

加登田、桜井が『子供の権利』の内容に附した見解の相違やそれに対する議論は、別に譲るとして、田村の著作が日本の「子どもの権利」思想史において果たした特別な意味合いは、双方ともさほど強調していないことは共通している。無論、日本の権利思想史全体の中で、キリスト教信仰に立つ「子どもの権利」思想の流れがあったこと、そして「子どもの権利」という言葉を題として最初に掲げたのは、田村直臣というキリスト教の牧師であったことは自明のこととされているのだが。

このような時系列的な事実として、または題名や言葉としての取り上げにとどまらない評価を加えているのは、『子供の権利』「解説」の関口安義と、上であろう。関口は以下のように述べている。

田村直臣は「子供の権利に就きて尽くす程名誉な働きは他にない」と言い、この一書を書いた。当時は非難の声が諸方に起こったというが、幸いよく読まれ、刊行半年後には再版がでていた。それにしても1910年代のはじめに、このような提言がなされていたことは注目されてよいことである。日本で「子どもの権利条約」が国会で批准されるのは、八十年以上を経た後のことになるのだから。³⁰⁾

26) 上、前掲書、pp. 37-38。

27) 上、前掲書、p. 38。若松賤子は訳書『小公子（前篇）』1891年の序文で、一般には「不完全な端物」とされている幼児にも人格があること、その価値は大人と変わらないどころか、それよりももっと純粋で尊いものだとして述べている。

28) 加登田恵子による『現代日本児童問題文献選集 6』所収の田村『児童の権利』の「解題」pp. 9-10。

29) 桜井智恵子「日本における子どもの権利思想の展開」pp. 22-24。

30) 関口安義「解説」上笹一郎編『日本（子どもの権利）叢書 1』、久山社、1996年、pp. 4-5。

関口は、教育勅語の跳梁期、その精神から外れる事が許されなかった時代に、田村が迫害の中で『子供の権利』を著したことに注目する。「子どもの権利」を主張すること、それは田村自身によれば、生涯の一大革命であった児童本位への転換をなし³¹⁾、周囲の非難を—あの花嫁事件から再び—浴びることになる表明であった。子どもを中心として、児童の宗教々育に専心する田村に対して、「非難百出、私を目してキリスト教界の一奇人なり、一種の好事者なりと見做し、キリスト教界の主導者たる資格なしとまで非難の声を発した」³²⁾者があったという。

本稿の冒頭において紹介したように、「日本独特の国家主義」（河上肇）が隆盛を極め、特に「権利」という思想が、西洋ではライト(Right)、正義だとして、「日本に於ては斯かる事は決して正義に非ずして、只だ義勇奉公と云ふことが最上の道徳なり。」³³⁾と宣言されていた時代に、子どもこそ中心であり、「子どもの権利」こそ正義であるとの一書を投じた勇氣には見るべきものがある。そして、この田村の小さな、しかし決然とした表明が、来る大正自由教育と子どもの人権の日本における夜明けの幕をおとしたことは、間違いないだろう。そこで、上は、田村がこの著作の中で教育勅語に対する批判を明確にしていない点³⁴⁾を批判しながらも、以下に記す賛辞を呈したのだと思われる。「田村の『子供の権利』は〈子どもの権利〉という言葉ないし概念を用いた日本最初の書物であり、歴史的な意味からも永遠に記録されなくてはならない一冊である」³⁵⁾。

終わりに

以上、田村直臣の著作『子供の権利』の、「子どもの権利」思想史上の意義を論述してきたが、最後に、この著作の内容について、関口安義の「解説」から短く触れておく。なお詳しくは拙論「田村直臣

の見た『子ども・キリスト教・教育』³⁶⁾の「『子供の権利』（警醒社、1911年）が語ること」の章を参照されたい。

この著作は、本文200ページあまりの小本で、29章から構成されている。解説の中で関口は、この著作の特徴をあげているが、それらは以下の五つに要約されると思われる。

①「この一巻の書物の背景にあるものは、『子供は神のもの』という彼の信仰である」とされるように、キリスト教と聖書の子ども理解を土台としていること。②田村の「アメリカ生活で養われた人間尊重の精神」ならびに民主的な「ホーム」への希求が色濃くみられる小品であること。③エレン・ケイ、フレールなど当時最新の研究、業績や発達心理学を踏まえた論説が展開されていること。④日曜学校教育の理論と実践に裏打ちされた説得力のある論が展開され、「画一的公教育への批判」がこの点からなされていること。⑤以下に述べるような、実際の子どもの権利を具体性に富んだ指摘をもって記述していること。それは、「よい教育を受ける権利、親から虐待を受けない権利、活動する権利、疲れないようにしてもらう権利、子どものための設備を作ってもらう権利、個人差を認めてもらう権利、意思を尊重してもらう権利、親に理解してもらう権利、子どもとして取り扱われる権利、よい習慣をつけてもらう権利、世によく生まれて来る権利、遊ぶ権利など」である³⁷⁾。

本稿の研究発表から論述への過程において、筆者が印象深く思わされたことは、「子どもの権利」という思想への関心の深さであった。本稿では、田村の『子供の権利』を思想史上の位置、意義から再見することを試みたが、著作の内容や取り扱われている領域にも保育の現場、保育者養成の立場から関心を寄せる声がいくつもあがったのである。

そのような対話から、普段、「子どもの主体性を

31) 田村は、自らは児童本位への転換を1900年としているが、児童関連の著作の記述年代からみて1907年ごろだったと考えられる。

32) 田村直臣『児童中心のキリスト教』大正幼稚園出版部、1925年、序文 p.1。

33) 河上、前掲論文。

34) 私見によれば、田村は1907年の著作『廿世紀日曜学校』の中で、「思ふに今の教育家たる人々は、曩(さき)に陛下の下し賜はりたる教育の勅語を以て、宗教の代用することの出来るもの様に心得て居るのであらふ。」p.20と述べており、田村の他の著作を見るならば、教育勅語に「一言も触れることがなかった」とする上の論述には誤解があると思われる。

35) 上、前掲書、p.39。

36) 小見のぞみ「田村直臣の見た『子ども・キリスト教・教育』、『日曜学校教案誌にみる日曜学校教育』聖和大学キリスト教と教育研究所、2003年、pp.19-67。

37) 関口、前掲論文、pp.3-4。

尊重する」とか、「一人ひとりをありのままに受け入れる」、「自由保育」などの言葉で言い表されていることと、「キリスト教保育」を結びつける概念として、「子どもの権利」思想とその言葉を用いることが可能ではないかと思われた。「子どもの権利」という思想は、「保育」や「保育者養成」を考えるうえで、また「子ども理解」の共通項を探るうえで、そしてそれらを「キリスト教」とのつながりの中で検証するうえで、重要な概念であると思われている。

最後に、「権とは分と云ふ義に読て可ならん。即ち身分と云ひ、分限と云ひ、一分と云ふが如き、分の字には自ら権理の意味あり。」(福沢諭吉『通俗民権論』、1872)と諭吉が「分」として「権利(権理)」を言い表していることから示唆を得て、本稿を結びたい。

「子どもの分」が、「子どもの分際で」と押しつけられ、弱小化される社会で、子どもが「自分の分」を生きられるように擁護することは、歴史的にまた、今日的にも多くの困難がある。そのような中で、なお「子どもの権利」を掲げることができた田村の著作の意義と、その主張の基礎となるキリスト教的人間観、子ども観、並びにそこに語られる教育・保育観を掘り起こして光をあてること、それは、捉えがたく、混迷する今日のキリスト教保育と子ども観の形成へ、大きな一助となるものだと思わされるのである。

参考文献

- 賀川豊彦「子供の権利」『賀川豊彦氏大講演集』大日本雄弁会、1926年
 賀川豊彦「子供の権利」『児童保護』第二巻第七号、1927年7月
 加登田恵子「解題」、児童問題史研究会監修『現代日本児童問題文獻選集6』日本図書センター、1986年
 上笠一郎『〈子どもの権利〉思想のあゆみ』日本〈子どもの権利〉叢書別巻、久山社、1996年
 河上肇「日本独特の国家主義」『中央公論』1911年(明44)3月号
 ケイ、エレン著、原田実訳『児童の世紀』大同館書店、1916年
 小見のぞみ「田村直臣の見た『子ども・キリスト教・教育』」、『日曜学校教案誌にみる日曜学校教育』聖和大学キリスト教と教育研究所、2003年
 関口安義「解説」上笠一郎編日本〈子どもの権利〉叢書1、久山社、1996年
 桜井智恵子「第1章子どもの人権とは」、社団法人子ども情報研究センター・堀正嗣編著『子ども・権利・これから』明石書店、2001年
 桜井智恵子「日本における子どもの権利思想の展開」許斐有、望月彰、野田正人、桐野由美子編『子供の権利と社会的子育て』信山社、2002年
 田村直臣『廿世紀日曜学校』警醒社、1907年
 田村直臣『子供の権利』警醒社、1911年
 田村直臣『児童中心のキリスト教』大正幼稚園出版部、1925年
 生江孝之『増訂 社会事業綱要』巖松堂書店、増訂版1927年
 西山哲治『教育問題 子供の権利』、南光社、1918年
 ルソー、ジャン・ジャック著 桑原武夫訳『社会契約論』岩波文庫、1954年